

日本顎関節学会認定歯科衛生士 取得に向けて 2025 年度より実施します

資格を取得するには下記条件を満たしていただく必要があります。

- 1) 日本顎関節学会準会員以上の資格
(認定歯科衛生士申請時に本学会に継続して **1 年以上の在籍期間**があること)
- 2) 本会の学術大会に 1 回参加 (※2024 年実施の第 37 回大会からが対象回になります)
* 今年度開催の第 38 回日本顎関節学会総会・学術大会に参加で、参加単位が得られます。
(2025 年 7 月 11 日 (金) ~13 日 (日) 学術総合センター (一橋大学一橋講堂))
- 3) 「認定歯科衛生士講習会」あるいは「歯科衛生士セミナー」に 1 回もしくは 2 回参加
(※本会研修機関に所属する場合はどちらか 1 回、**所属しない場合は双方 1 回ずつ参加が必要**)
- 4) 新規申請書の提出 (症例報告書を含む) および書類審査の合格
 - a) 顎関節症の診療実績 10 例以上を一覧表として報告する
 - b) 顎関節症に対する生活習慣・セルフケア指導について治療を終了しさらに 3 カ月以上の経過観察を行った症例 3 症例 (30 単位) 以上 (1 症例 10 単位)
- 5) 口頭試問の受審
書類審査合格後 3 年以内に、治療終了後 3 カ月以上経過観察した 1 症例について症例報告書を作成し、その症例について認定歯科衛生士制度委員会委員および試験委員から試問をうける

2025 年日程

上記に伴い、2025 年は下記のように各種開催致します。

- 2025 年 4 月 13 日 認定歯科衛生士講習会 (zoom 形式)
- 2025 年 6 月 22 日 歯科衛生士セミナー (zoom 形式)
- 2025 年 7 月~8 月 新規申請書の受付 (本年の口頭試問受験者のみ)
- 2025 年 10 月予定 口頭試問 (zoom 形式)